

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前			
		(別表)			
汎用申請対象手続一覧					
【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官・訟務関係】					
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等		
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)		
溶融亜鉛めっき鉄線に課された不 当廉売関税に係る還付申請	定率法第8条第32項 不当廉売関税に関する政令第19条 溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する 不当廉売関税に関する政令第5条	(同左)	(同左)		
<u>黒鉛電極に課された不当廉売関税 に係る還付申請</u>	<u>定率法第8条第32項</u> <u>不当廉売関税に関する政令第19条</u> <u>黒鉛電極に対して課する不当廉売関 税に関する政令第5条</u>	(新設)	(新設)		
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)		